

介護老人福祉施設 重要事項説明書

当施設はご契約者に対して介護福祉施設サービスを提供します。施設の概要や提供されるサービスの内容、契約上ご注意いただきたいことを次の通り説明します。

※ 当施設への入所は、原則として要介護認定の結果「要介護」と認定された方が対象となります。要介護認定をまだ受けていない方でも入所は可能です。

◆◆記載事項◆◆

- | | |
|---------------------|----------------------------|
| 1 事業者 | 7 施設利用の留意事項 |
| 2 事業所の概要 | 8 事故発生時の対応及び損害賠償について |
| 3 居室の概要 | 9 施設を退所していただく場合(契約の終了について) |
| 4 職員の配置状況 | 10 残置物引取人 |
| 5 当施設が提供するサービスと利用料金 | 11 苦情の受付について |
| 6 サービス提供における事業者の義務 | 12 看取りに関する指針 |

1. 事業者

- (1) 事業者名：四万十町長
- (2) 組合所在地：高知県高岡郡四万十町琴平町16-17
- (3) 電話番号：0880-22-3111
- (4) 代表者氏名：四万十町長 中尾 博 憲
- (5) 設立年月日：令和2年4月1日

2. 事業所の概要

- (1) 事業所の種類：指定介護老人福祉施設
令和2年4月1日指定 高知県3972501450号
- (2) 事業所の目的：利用者が施設において、その有する能力に応じ、自立した日常生活を営むことができるよう、介護福祉施設サービスを提供する
- (3) 事業所の名称：四万十町立特別養護老人ホーム 四万十荘
- (4) 事業所の所在地：高知県高岡郡四万十町大正576番地
- (5) 電話番号：0880-27-0680
- (6) 事業所長(管理者)氏名：武井 秀樹
- (7) 事業所の運営方針：老人福祉法及び介護保険法の基本理念を基幹として、敬愛、誠実、奉仕の精神をもって運営し、利用者の生活の安定と福祉の増進に努める
- (8) 開設年月日：昭和61年5月1日
- (9) 入所定員：50人
- (10) 建物の構造：鉄筋コンクリート造 地上1階
- (11) 建物の延べ床面積：1,546.93㎡
- (12) 併設事業：指定短期入所生活介護（併設型・空床型）
指定介護予防短期入所生活介護（併設型・空床型）

3. 居室の概要

(1) 居室等の概要

当施設では以下の居室・設備をご用意しています。入居される居室は、原則として4人又は2人部屋です。

居室・設備の種類	室数	備考
2人部屋	7室	入所に利用されていない「空床」を短期入所生活介護事業あるいは介護予防短期入所生活介護事業に利用する場合があります
4人部屋	10室	
静養室	1室	
合計	計18室	
食堂	1室	
機能訓練室	1室	[主な設置機器] 歩行訓練用階段、歩行訓練用平行棒、壁面用肋木、肩関節輪転運動器、交互型ウォーカー、オーバーヘッドフレーム
浴室	1室	臥床式浴槽・車椅子式浴槽・座位式浴槽
医務室	1室	

☆ 居室の変更：ご契約者から居室の変更希望の申し出があった場合は、居室の空き状況により施設でその可否を決定します。また、ご契約者の心身の状況により居室を変更する場合があります。

4. 職員の配置状況

当施設では、ご契約者に対して介護福祉施設サービスを提供する職員として、以下の職種の職員を配置しています。

〈主な職員の配置状況〉※職員の配置については、指定基準を遵守しています。

職 種	配置数	指定基準
1. 施設長（管理者）	1 名	1 名
2. 介護職員	16 名以上（常勤換算）	16 名
3. 生活相談員	1 名	1 名
4. 看護職員	2 名	2 名
5. 機能訓練指導員（看護職員兼務）	2 名	1 名
6. 介護支援専門員	1 名	1 名
7. 医師（嘱託）	1 名（嘱託）	必要数
8. 栄養士	1 名	1 名

〈主な職種の勤務体制〉

職 種	勤 務 体 制
1. 医師	1 週間に 1 日（火、木曜日のいずれか）
2. 介護職員	標準的な時間帯における最低配置人員 早朝 6:30 ～ 9:30 6 名 日中 9:30 ～ 18:30 10 名 夜間 18:30 ～ 6:30 3 名
3. 看護職員	標準的な時間帯における最低配置人員 日中 8:30 ～ 18:30 2 名
4. 機能訓練指導員	9:30 ～ 18:30 1 名

〈配置職員の職種〉

介 護 職 員 … ご契約者の日常生活上の介護並びに健康保持のための相談・助言等を行います。
3 名の利用者に対して 1 名以上の介護職員を配置しています。

生 活 相 談 員 … ご契約者の日常生活上の相談に応じ、適宜生活支援を行います。
1 名の生活相談員を配置しています。

看 護 職 員 … 主にご契約者の健康管理や療養上の世話をしますが、日常生活上の介護、介助等も行います。
2 名の看護職員を配置しています。

機能訓練指導員 … ご契約者の機能訓練を担当します。
2 名の機能訓練指導員を配置しています。

介護支援専門員 … ご契約者に係る施設サービス計画（ケアプラン）を作成します。
1 名の介護支援専門員を配置しています。

医 師 … ご契約者に対して健康管理及び療養上の指導を行います。
1 名（嘱託）の医師を配置しています。

5. 当施設が提供するサービスと利用料金

当施設では、ご契約者に対して以下のサービスを提供します。
当施設が提供するサービスについて、

- | |
|---|
| (1) 利用料金が介護保険から給付される場合
(2) 利用料金の全額をご契約者に負担していただく場合があります。 |
|---|

(1) 介護保険の給付の対象となるサービス（契約書第4条参照）

以下のサービスについては、利用料金の大部分（通常9割）が介護保険から給付され1割負担となります。＊介護保険給付額を除いた額（自己負担額）が1～3割の場合もあります。

＜サービスの概要＞

① 食事（但し、食材料費及び調理費用は別途いただきます。）

- ・当施設では、栄養士によって栄養並びにご契約者の身体の状態及び嗜好を考慮した献立表が作成されています。
- ・ご契約者の自立支援のため離床して食堂にて食事をとっていただくことを原則としています。

（食事時間） 朝⇒7:30～9:00 昼⇒12:00～13:30 夕⇒17:00～18:30

② 入浴

- ・入浴又は清拭を週2回行います。
- ・寝たきりの方でも機械浴槽を使用して入浴することができます。

③ 排泄

- ・排泄の自立を促すため、ご契約者の身体能力を最大限活用した援助を行います。

④ 機能訓練

- ・日常生活全般を通じて、ご契約者の心身等の状況に応じて、日常生活を送るのに必要な機能の回復又はその減退を防止するための援助を実施します。

⑤ 健康管理

- ・医師や看護職員が、健康管理を行います。

⑥ その他の支援

- ・寝たきり防止のため、できるかぎり離床に配慮します。
- ・身体状況に配慮しながら、外出の機会を設けます。
- ・清潔で快適な生活が送れるよう、適切な整容が行なわれるよう援助します。

＜サービス利用料金＞（契約書第6条参照）

- 別に定める料金表によって、サービス利用料金の合計金額をお支払い下さい。

※ ご契約者がまだ要介護認定を受けていない場合には、サービス利用料金の全額をいったんお支払いいただきます。要介護の認定を受けた後、自己負担額を除く金額が介護保険から払い戻されます（償還払い）。償還払いとなる場合、ご契約者が保険給付の申請を行うために必要となる事項を記載した「サービス提供証明書」を交付します。

※ 厚生労働省の定める介護保険給付費単位数に変更があった場合、変更された単位数に合わせて、ご契約者の負担額を、その都度変更します。

(2) 介護保険の給付対象とならないサービス（契約書第5条、第6条参照）

以下のサービスは、利用料金の全額がご契約者の負担となります。

① 居住費（滞在費）

- ・別に定める料金表によって、光熱水費相当額を利用者負担段階に応じてお支払いいただきます。

② 食費

- ・別に定める料金表によって、食材料費及び調理にかかる費用を利用者負担段階に応じてお支払いいただきます。

③ 特別な食事（酒を含みます。）

- ・ご契約者のご希望に基づいて特別な食事を提供します。
- 利用料金： 要した費用の実費

④ 理髪

〔理髪サービス〕

- ・毎月1回、業者に来ていただきます。
- 利用料金： 実費（1,600～2,300円）。業者への支払い代行を行います。

⑤ 貴重品の管理

- ・ご契約者の希望により、貴重品管理サービスをご利用いただけます。詳細は、以下の通りです。
 - 管理する金銭の形態：施設の指定する金融機関に預け入れている預金
 - お預かりするもの：上記預貯金通帳と金融機関へ届け出た印鑑、有価証券、年金証書
 - 保管管理者：施設長
 - 出納方法：手続きの概要は以下の通りです。
 - ・預金の預け入れ及び引き出しが必要な場合、備え付けの届出書を保管管理者へ提出していただきます。
 - ・保管管理者は上記届け出の内容に従い預金の預け入れ及び引き出しを行います。
 - ・保管管理者は出入金の都度、出入金記録を作成し、契約者又は契約代理人の求めに応じ、その写しを請求された方へ交付します。
 - 利用料金：当分の間無料とします。

⑥ レクリエーション

- ・レクリエーションに参加していただくことができます。
利用料金：無料

⑦ 複写物の交付

- ・ご契約者は、サービス提供についての記録をいつでも閲覧できますが、複写物を必要とする場合には実費をご負担していただきます。
利用料金：10円（1枚につき）

⑧ 日常生活上必要となる諸費用実費

- ・日常生活品の購入代金等ご契約者の日常生活に要する費用でご契約者に負担していただくことが適当であるものにかかる費用を負担していただきます。
- ・おむつ代は介護保険給付対象となっていますのでご負担の必要はありません。

（３） 利用料金のお支払い方法（契約書第6条参照）

前記（１）、（２）の料金・費用は、1か月ごとに計算し、ご請求しますので、翌月25日までにお支払い下さい。（1か月に満たない期間のサービスに関する利用料金は、利用日数に基づいて計算した金額とします。）

※支払いの方法については、納付書にてお知らせします

① 納付場所	
高知県農業組合	四国銀行
高知銀行	高知信用金庫
幡多信用金庫	指定コンビニエンスストア
※口座振替が可能(手続きが必要)	
四国内のゆうちょ銀行及び郵便局(ただし納期限後はお取り扱いできません)	
※ゆうちょ銀行からの引落しが可能(手続きが必要)	
② 四万十町役場会計管理室、大正・十和地域振興局、興津出張所	
③ 利用料の施設への直接のお支払いはできません	

（４） 入所中の医療の提供について

医療を必要とする場合は、ご契約者の希望により、下記協力医療機関において診療や入院治療を受けることができます。（但し、下記医療機関での優先的な診療・入院治療を保証するものではありません。また、下記医療機関での診療・入院治療を義務づけるものでもありません。）

① 協力医療機関

医療機関の名称	四万十町国民健康保険大正診療所
所在地	高知県高岡郡四万十町大正459番地1
診療科	内科・リハビリテーション科
医療機関の名称	いわさき歯科
所在地	高知県高岡郡四万十町大正460番地8

6. サービス提供における事業者の義務（契約書第8条、第10条参照）

当施設は、ご契約者に対してサービスを提供するにあたって、次のことを守ります。

- ① ご契約者の生命、身体、財産の安全・確保に配慮します。
- ② ご契約者の体調、健康状態からみて必要な場合には、医師又は看護職員と連携のうえ、ご契約者から聴取、確認します。
- ③ ご契約者が受けている要介護認定の有効期間の満了日の30日前までに、要介護認定の更新の申請のために必要な援助を行います。

代理人(身元引受人)

- ④ ご契約者に対する身体的拘束その他行動を制限する行為を行いません。
ただし、ご契約者又は他の利用者等の生命、身体を保護するために緊急やむを得ない場合には、記録を記載するなど、適正な手続きにより身体等を拘束する場合があります。
- ⑤ 事業者及びサービス従事者又は従業員は、サービスを提供するにあたって知り得たご契約者又はご家族等に関する事項を正当な理由なく、第三者に漏洩しません。(守秘義務)
ただし、ご契約者に緊急な医療上の必要性がある場合には、医療機関等にご契約者の心身等の情報を提供します。
また、ご契約者の円滑な退所のための援助を行う際には、あらかじめ文書にて、ご契約者の同意を得ます。

7. 施設利用の留意事項

当施設のご利用にあたって、施設に入所されている利用者の共同生活の場としての快適性、安全性を確保するため、下記の事項をお守り下さい。

（１）持ち込みの制限

入所にあたり、以下のもの以外は原則として持ち込むことができません。

衣類、日常生活用品

※ その他の物品の持ち込みについては、職員にご相談下さい。

（２）面会

面会時間 9:30 ～ 16:30

※ 来訪者は、必ずその都度、職員に申し出てください。

※ なお、来訪される場合、危険物の持ち込みはご遠慮ください。

また、風邪等体調不良の方はご遠慮下さい。

（３）外出・外泊（契約書第22条参照）

外出、外泊をされる場合は、事前にお申し出下さい。外泊については7泊を限度に外泊する事ができるものとします。また、外泊された場合の6日以内については所定の利用料金(自己負担額)をお支払い頂きます。

（４）食事

食事が不要な場合は、前日までにお申し出下さい。

（５）施設・設備の使用上の注意（契約書第10条参照）

- 居室及び共用施設、敷地をその本来の用途に従って利用して下さい。
- 故意に、又はわずかな注意を払えば避けられたにもかかわらず、施設、設備を壊したり、汚したりした場合には、ご契約者に自己負担により原状に復していただくか、又は相当の代価をお支払していただく場合があります。
- ご契約者に対するサービスの実施及び安全衛生等の管理上の必要があると認められる場合には、ご契約者の居室内に立ち入り、必要な措置を取ることが出来るものとします。但し、その場合、ご本人のプライバシー等の保護について、十分な配慮を行います。
- 当施設の職員や他の入所者に対し、迷惑を及ぼすような宗教活動、政治活動、営利活動を行うことはできません。

(6) 喫煙

施設内禁煙となっておりますので、施設内で喫煙はできません。

8. 事故発生時の対応及び損害賠償について（契約書第11条、第12条参照）

契約者に対する介護福祉施設サービスの提供により事故が発生した場合は、速やかに必要な措置を行うと共に、契約者の家族、四万十町に連絡をします。また、事故の状況及び事故に際してとった処置について記録します。

事業者の責任によりご契約者に生じた損害については、事業者は速やかにその損害を賠償いたします。守秘義務に違反した場合も同様とします。

ただし、その損害の発生について、契約者に故意又は過失が認められる場合には、契約者の置かれた心身の状況を斟酌して相当と認められる時に限り、事業者の損害賠償責任を減じる場合があります。

9. 施設を退所していただく場合（契約の終了について）

当施設との契約では契約が終了する期日は特に定めていません。従って、以下のような事由がない限り、継続してサービスを利用することができますが、仮にこのような事項に該当するに至った場合には、当施設との契約は終了し、ご契約者に退所していただくことになります。（契約書第14条参照）

- ① 要介護認定によりご契約者の心身の状況が要介護3～5以外と判定された場合
- ② 事業者がやむを得ない事由により施設を閉鎖した場合
- ③ 施設の滅失や重大な毀損により、ご契約者に対するサービスの提供が不可能になった場合
- ④ 当施設が介護保険の指定を取り消された場合又は指定を辞退した場合
- ⑤ ご契約者から退所の申し出があった場合（詳細は以下をご参照下さい。）
- ⑥ 事業者から退所の申し出を行った場合（詳細は以下をご参照下さい。）

(1) ご契約者からの退所の申し出（中途解約・契約解除）

（契約書第15条、第16条参照）

契約の有効期間であってもご契約者から当施設からの退所を申し出ることができます。その場合には退所を希望する日の7日前までに解約届出書を提出してください。

ただし、以下の場合には、即時に契約を解約・解除し、施設を退所することができます。

- ① 介護保険給付対象外サービスの利用料金の変更に同意できない場合
- ② ご契約者が入院された場合
- ③ 事業者もしくはサービス従事者が正当な理由なく本契約に定める介護福祉施設サービスを実施しない場合
- ④ 事業者もしくはサービス従事者が守秘義務に違反した場合
- ⑤ 事業者もしくはサービス従事者が故意又は過失によりご契約者の身体・財物・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為、その他本契約を継続しがたい重大な事情が認められる場合
- ⑥ 他の利用者がご契約者の身体・財物・信用等を傷つけた場合もしくは傷つける恐れがある場合において事業者が適切な対応をとらない場合

(2) 事業者からの申し出により退所していただく場合（契約解除）

（契約書第17条参照）

以下の事項に該当する場合には、当施設から退所していただくことがあります。

- ① ご契約者又はその親族が、契約締結時にその心身の状況及び病歴等の重要事項について、故意にこれを告げず、又は不実の告知を行い、その結果本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合
- ② ご契約者による、サービス利用料金の支払いが6か月以上遅延し、相当期間を定めた催告にもかかわらずこれが支払われない場合
- ③ ご契約者又はその親族が、故意又は重大な過失により事業者又はサービス従事者もしくは他の利用者等の生命・身体・財物・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為を行うことなどによって、本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合
- ④ ご契約者が連続して3か月を超えて病院又は診療所に入院すると見込まれる場合もしくは入院した場合
- ⑤ ご契約者が介護老人保健施設に入所した場合もしくは介護療養型医療施設に入院した場合

* 契約者が病院等に入院された場合の対応について（契約書第19条参照）

当施設に入所中に、医療機関への入院の必要が生じた場合の対応は以下の通りです。

① 検査入院等、6日間以内の短期入院の場合

6日以内に退院された場合は、退院後再び施設に入所することができます。但し、入院期間中であっても、所定の利用料金をご負担いただきます。
1日あたり 福祉施設外泊時費用及び居住費

② 7日間以上3ヶ月以内の入院の場合

3ヶ月以内に退院された場合には、退院後再び施設に入所することができます。但し、入院時に予定された退院日より早く退院した場合等、退院時にホームの受入準備が整っていない時には、併設されている短期入所生活介護の居室等をご利用いただく場合があります。この場合、入院期間中の所定の利用料金をご負担いただく必要はありません。

③ 3ヶ月以内の退院が見込まれない場合

3ヶ月以内の退院が見込まれない場合には、契約を解除する場合があります。この場合には、当施設に再び優先的に入所することはできません。

(3) 円滑な退所のための援助（契約書第18条参照）

ご契約者が当施設を退所する場合には、ご契約者の希望により、事業者はご契約者の心身の状況、置かれている環境等を勘案し、円滑な退所のために必要な以下の援助をご契約者に対して速やかに行います。

- 適切な病院もしくは診療所又は介護老人保健施設等の紹介
- 居宅介護支援事業者の紹介
- その他保健医療サービス又は福祉サービスの提供者の紹介

ご契約者が退所後、在宅に戻られる場合には、その際の相談援助にかかる費用を（介護保険から給付される費用の一部）をご負担いただきます。

10. 残置物引取人（契約書第21条参照）

入所契約が終了した後、当施設に残されたご契約者の所持品（残置物）をご契約者自身が引き取れない場合に備えて、「残置物引取人」を定めていただきます。（契約書第21条参照）

当施設は、「残置物引取人」に連絡のうえ、残置物を引き取っていただきます。

また、引渡しにかかる費用については、ご契約者又は残置物引取人にご負担していただきます。

※ 入所契約締結時に残置物引取人が定められない場合であっても、入所契約を締結することは可能です。

11. 苦情の受付について（契約書第24条参照）

（１）当施設における苦情の受付

当施設における苦情やご相談は下記の者までお申し出下さい

当施設の 相談窓口	電話番号	0880-27-0680	FAX	0880-27-0672
	受付時間	土・日・祝日・年末年始を除く 9:00 ～ 18:00		
	担当者	○ 施設長 及び 生活相談員・介護チーフ		

（２）行政機関その他苦情受付機関

四万十町役場 高齢者支援課	所在地	高岡郡四万十町琴平町16-17		
	電話番号	0880-22-3900	FAX	0880-22-0361
	受付時間	土・日・祝日・年末年始を除く 8:30 ～ 17:15		
高知県国民健康 保険団体連合会 （国保連）	所在地	高知市丸ノ内2-6-5		
	電話番号	088-820-8410・8411	FAX	088-820-8413
	受付時間	土・日・祝日・年末年始を除く 8:30 ～ 17:30		

（３）第三者評価の実施状況

○第三者評価実施「無」

※ この重要事項説明書は、厚生省令第39号（平成11年3月31日）第4条の規定に基づき、入所申込者又はその家族への重要事項説明のために作成したものです。